

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

介護 サービスを 利用 する 際の 利用料

等に ついて

以下の 方に ついては、 介護 サービスの

利用料 等の 支払いを 当面 猶予 されます。

(1) 災害 救助法が 適用

されて いる 被災 地域の 住民で あり（他の

市町村に 転入 した 場合を 含む）、

(2) 以下の 申し立てを 行った 方

1. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が、 住宅、 家財 又は その他の

財産に ついて 著しい 損害を 受けた

こと。

2. 主たる 生計 維持者が 死亡

したか、 心身に 重大な 障害を 受けた

又は 長期間 入院 した ことにより、

収入が 著しく 減少 した こと。

3. 主たる 生計 維持者が 行方

不明で ある こと。

4. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が 業務を 廃止・ 休止 した こと。

5. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が 失職 し、 現在

収入が ない こと。

6. 福島 第1・ 第2原発の

事故に 伴い 政府の 避難 指示・ 屋内

退避 指示の 対象と なって いる こと（福島

第1原発から 半径 30キロ 圏内）。

上記に 該当 する 方の 利用料

等に ついては、 市町村 等に おいて 免除

等が 行われるよう、 国から お願い して いる

ところです。